

# 令和5年度経営所得安定対策交付金一覧表

1	<b>ゲタ対策</b> (畑作物の直接支払交付金)
事業内容	諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物に対して補てんします。
対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者
対象品目	麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ、そば、なたね
単価等	<p>【数量払】 等級・品質に応じて単価が変動します</p> <p>小麦 3,690円～8,270円／60kg</p> <p>二条大麦 4,410円～6,220円／50kg</p> <p>大豆 8,310円～10,770円／60kg</p> <p>令和5年度より、課税事業者か免税事業者によって交付単価が変わります。</p> <p>※検査を受けることが必須要件です。</p>

2	<b>ナラシ対策</b> (米・畑作物の収入減少影響緩和対策)
事業内容	米価等が下落した際に収入を補てんする保険的制度です。
対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者
対象品目	米(要出荷契約及び販売契約)、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ
単価等	<p>当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合にその差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。</p> <p>※検査を受けることが必須要件です。</p>

3	<b>水田活用直接支払交付金</b>		
事業内容	国・地域協議会が定めた助成対象作物を作付けした面積に応じて国が直接助成します。		
対象者	1. 販売目的で生産(耕作)する販売農家 2. 交付対象作物を生産(捨てづくり不可、販売必須)		
対象品目	販売作物(飼料の場合は自家用も可)		
単価等	作物名	単価/10a	
	戦略作物	麦、大豆、飼料作物	35,000円 ※1
		WCS用稲	80,000円
		加工用米	20,000円
		飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000～105,000円 ※2
産地交付金	別紙 産地交付金(瀬戸内市地域農業再生協議会) 参照		
畑地化促進助成	裏面参照		
* 裏面、別紙の他に県設定等があります。			
※1 多年生牧草について、は種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aとする。			
※2 飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来のおり。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げる。			

# 令和5年度経営所得安定対策交付金一覧表

畑地化促進助成		
事業内容	水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地化した面積に応じて国が直接支援します。	
対象者	1. 販売目的で生産(耕作)する販売農家 2. 交付対象作物を生産(捨てづくり不可、販売 必須) 3. 交付対象の農地がおおむね団地化していること	
対象品目	販売作物(飼料の場合は自家用も可)	
単価等	作物名	
	畑地化支援 ※1,2	高収益作物 (野菜、果樹、花き等)
		単価/10a 175,000円
	定着促進支援 ※3	畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)
単価/10a 140,000円		
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)		20,000円×5年間 または 100,000円(一括) ※4
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)		20,000円×5年間 または 100,000円(一括)
※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めるものではない) ※2 令和5年度における取組が対象 ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象 ※4 加工・業務用野菜等の場合、30,000円/10a×5年間または150,000円/10a(一括)の単価		

〈交付対象水田〉

- ・たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外とする。
- ・令和4年度より、5年間で一度も水張り(水稻作付等)が行われない農地は、令和9年度以降は交付対象水田とはしない。



# 令和5年産 産地交付金(瀬戸内市地域農業再生協議会)

1	担い手加算
対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者、農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、人・農地プランに位置づけられた地域の中心経営体
対象作物	麦、大豆、飼料用米、WSC用稲(基幹作)
計画単価	2,000円/10a
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売目的で生産、出荷すること(飼料の場合は自家用も可)</li> <li>・水田で栽培すること</li> <li>・通常の施肥管理のもと、通常の収穫が見込まれること</li> <li>・対象作物の面積が二毛作を除いて1ha以上であること</li> <li>・1ほ場1作物のみの助成とする</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>

2	産地ブランド化推進助成
対象者	販売生産農家
対象作物	別紙野菜、花き等(基幹作)
計画単価	11,000円/10a
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売目的で生産、出荷すること</li> <li>・水田で栽培すること</li> <li>・通常の施肥管理のもと、通常の収穫が見込まれること</li> <li>・各作目につき1a以上の作付があること</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>

3	地産地消推進助成
対象者	販売生産農家
対象作物	別紙野菜、花き等(基幹作)
計画単価	8,000円/10a
具体的要件	<p>(2 産地ブランド化推進助成の要件と同様)</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>

4	転作作物鳥獣害対策加算
対象者	販売生産農家
対象作物	戦略作物助成、2 産地ブランド化推進助成、3 地産地消推進助成、5 二毛作助成と同様
計画単価	4,000円/10a
具体的要件	<p>戦略作物助成、2 産地ブランド化推進助成、3 地産地消推進助成、5 二毛作助成の取組を行うほ場において、鳥獣被害対策のために、別途市の補助を受けて防護柵を設置し、その維持管理や効果を高めるために緩衝帯等を設けること</p>

5	二毛作助成
対象者	販売生産農家
対象作物	麦、大豆、飼料作物、加工用米(二毛作)
計画単価	9,000円/10a
具体的要件	<p>【作付パターン(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○米 + 麦</li> <li>○麦 + 大豆</li> <li>○麦 + 飼料作物</li> </ul> <p>* 昨年までの二毛作助成と要件は同じになります。</p>

**(注意)**  
**「計画単価」は、令和5年7月時点の計画単価です。今後、国及び県からの配分額により、計画単価を満額支払うことができない場合があります。**



【別紙】産地交付金(野菜類)にかかる交付単価

整理番号	助成名称	計画単価	品目
2	産地ブランド化 推進助成	11,000 円/10a	なす
			アスパラガス
			たまねぎ
			はくさい
			キャベツ
			レタス
			カリフラワー
			ブロッコリー
			スナップエンドウ
			トマト
			小菊
			種バレイショ
			かぼちゃ
			とうがん(冬瓜)
			3
きゅうり			
ごぼう			
くわい			
コマツナ			
さといも			
さとうきび			
さやえんどう			
しいたけ			
シュンギク			
スターチス			
すいか			
ズッキーニ			
ニラ			
にんじん			
ニンニク			
ねぎ			
ほうれんそう			
マコモタケ			
メロン			
れんこん			
アルストロメリア			
小豆			
食用ばれいしょ			
とうもろこし(食用)			
ひまわり			
ブプレウルム			
なた豆			
えだまめ			
ピーマン			
だいこん			

## 産地交付金(県設定等)

1	飼料用大規模作付助成
対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者、人・農地プランに位置づけられた地域の中心経営体
対象作物	飼料用米(基幹作)
単価	1ha 以上 3ha 未満 4,000円/10a(目安) 3ha 以上 5ha 未満 5,000円/10a(目安) 5ha 以上 7,500円/10a(目安)
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売目的で生産、出荷すること</li> <li>・水田で栽培すること</li> <li>・飼料用米の作付面積が合計で1ha以上であること</li> <li>・通常の収量を上げるのに必要な栽植密度があり、通常の肥培管理を行っていること</li> <li>・飼料用米の作付面積が合計で1ha、3ha、5ha 以上であること ほか</li> </ul>

2	新市場開拓用米の複数年契約加算
対象者	販売生産農家、集落営農
対象作物	輸出米
単価	10,000円/10a(上限)
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売目的で生産、出荷すること</li> <li>・水田で栽培すること</li> <li>・通常の施肥管理のもと、通常の収穫が見込まれること</li> <li>・R4年産から新たに生産者側と需要者側で3年以上の契約が結ばれていること (その契約には、契約数量、価格の設定方法、違約条項等を記すこと) ほか</li> </ul>

3	耕畜連携助成<わら利用型>
対象者	販売生産農家、集落営農
対象作物	飼料用米(基幹作)
単価	6,500円/10a(目安)
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用供給協定を締結(3年以上)していること</li> <li>・自家利用の場合は、自家利用計画を策定していること</li> <li>・わらが飼料として利用され、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用されていること</li> <li>・「生産性向上のための取組」に取り組んでいること</li> <li>・耕畜連携助成内(3, 4, 5)の重複による交付はしない ほか</li> </ul>

4	耕畜連携助成<水田放牧型>
対象者	販売生産農家、集落営農
対象作物	飼料作物(基幹作、二毛作)
単価	6,500円/10a(目安)
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用供給協定を締結(3年以上)していること</li> <li>・自家利用の場合は、自家利用計画を策定していること</li> <li>・1haあたりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上</li> <li>・1haあたりの延べ放牧頭数が180頭日以上</li> <li>・耕畜連携助成内(3, 4, 5)の重複による交付はしない ほか</li> </ul>

5	耕畜連携助成<資源循環型>
対象者	販売生産農家、集落営農
対象作物	飼料作物(基幹作、二毛作)
単価	6,500円/10a(目安)
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用供給協定を締結(3年以上)していること</li> <li>・散布される堆肥が利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること</li> <li>・堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者等であること</li> <li>・堆肥の散布量が10aあたり2t又は4m<sup>3</sup>以上あること</li> <li>・耕畜連携助成内(3, 4, 5)の重複による交付はしない ほか</li> </ul>

